

成年後見制度巡回相談

6月7日(木)

場 所 中央公民館本館

時 間 午後1時30分～午後4時30分

NPO法人知多地域成年後見センターでは、成年後見制度巡回相談(事前に予約が必要)を毎月行っています。

□問い合わせ先

半田後見事務所(半田市福祉文化会館内)

☎(21)0811

6月の相談

□人権・行政・心配ごと相談

7日(木)・21日(木)

場 所：中央公民館本館

時 間：午前9時30分～午前11時30分

※ 電話での相談も受け付けます。

□無料法律相談(事前に予約が必要)

21日(木)

場 所：中央公民館本館

時 間：午後1時～午後4時

□問い合わせ先 住民福祉課

☎(48)1111(内306)

シリーズ 消費生活相談⑳ 「屋根工事に関する」相談

◇事例(60代男性)

一昨日、自宅に業者が「近所で工事をしている。迷惑を掛けるのであいさつに来た」と来訪。その際「屋根のしっくいの一部剥がれているようだ。2千円で修理する」と言われたので頼んだら、ほかに瓦の修理も勧められた。自宅は築25年で、鬼瓦の部分が気になっていたため契約したが、契約書に記入欄もないのに生年月日を書かされ、高齢者を狙っているように感じた。よく考えると契約金額も31万円と高額なので、クーリングオフしたい。

「工事車両が通行して迷惑を掛けるので、無料で屋根を点検します」「瓦がずれているので安く修理します」と言って近づき、「瓦を留めている土が流れて家が壊れる」「雨漏りがするようになる」などと不安にさせ工事を勧誘する業者もいます。今回は、クーリングオフ通知の書き方を助言し、発信した時点でクーリングオフできると説明しました。

- ・その場で契約をしないで、工事の必要性や金額の妥当性について、信頼できる複数の業者から見積もりを取って確認しましょう。
- ・突然来訪した不審な業者は、家に入れないで、しつこく勧誘されても「お断りします」「いりません」ときっぱりと断りましょう。

◎ 消費生活相談(無料)を行います。ご利用ください。

□日 時 6月13日(水)(毎月第2水曜日)

午前10時～正午、午後1時～午後4時

□場 所 中央公民館本館205号室

□問い合わせ先 産業観光課 ☎(48)1111(内234)

※ 知多県民生活プラザでも消費生活相談を行っています。

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分 ☎(23)3300

施設使用料減免申請を受け付けます

平成24年10月使用分からの施設使用料減免申請の受け付けを行っています。判定シートをご覧になり減免を希望する団体の方は、施設使用料減免申請書に添付書類を添えて、5月31日(木)までに団体を所管する課へ提出してください。添付書類は、会員名簿、会則、決算書または予算書です。

□問い合わせ先 政策協働課 ☎(48)1111(内204・303)

判定シート

- ①国、県、町および町の機関が使用するとき
- ②町および町の機関が主催または共催するとき
- ③町内の各種団体が行政活動の協力目的などで使用するとき
- ④大字や自治会が行政活動を補完する目的で使用するとき
- ⑤町が認める行政活動を補完する団体が団体本来の目的で使用するとき
- ⑥社会福祉協議会が所管する福祉関係団体が団体本来の目的で使用するとき
- ⑦町内の保育園、幼稚園、小・中学校が正規の教育課程などで使用するとき
- ⑧体育協会・文化協会に加盟し、全員が町内の小・中学生で組織する団体が団体本来の目的で使用するとき
- ⑨体育協会・文化協会に加盟し、全員が町内の65歳以上の高齢者で組織する団体が団体本来の目的で使用するとき

※ 新たに免除・減額を希望する団体は、体育協会・文化協会・サークル協議会のいずれかに加盟し、減免の許可を受ける必要があります。(継続的な活動を行っている団体が対象)

※ 丸山公園の夜間照明設備の使用料は減免しません。冷暖房費は免除団体については免除しますが、その他の団体は徴収します。

